

【意見聴取内容】

市民総合体育館及び地域スポーツ施設の使用料見直しについて

Q：市民総合体育館及び地域スポーツ施設の使用料を見直すことに対し、
どのようにお考えですか。

A

妥当	8
妥当ではない	0
どちらともいえない	2

Q：そう思われる理由は何ですか。

A 妥当

- ・受益者負担の考えから、諸経費高騰による指定管理料の大幅な増加、近隣市の利用料金の状況からも使用料の見直しは妥当と思います。
- ・使用料の適正化に（値上げに）正当な理由があり、市としての財源の有効活用、施設管理団体による存続の観点からも今回はやむを得ない時期にきているため。
- ・各市の料金と比較して同程度と思料します。
- ・資料 1 に記載されている通り、人件費や光熱水費が高騰している状況は良く理解できます。一方で市民が利用しやすい料金設定にする必要があると思います。先ず指定管理者の管理運営についてしっかりと確認することが必要だと思います。総務省では、指定管理者の目的は、「公の施設」の管理に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている」と記載しています。この目的を基に
 - 現在の指定管理者の活動が住民ニーズに効果的
 - 効率的に対応しているかどうかの検証
 - 管理者に与えられている「自主事業」をどれだけ活発に実施しているか、自主事業によりどれだけの収益が挙げられているかなどの検証
 - 施設の管理運営が確実に行われているかの確認（施設の老朽化への対応、樹木など危険個所の伐採や市民が安心して遊べる無料の公園）これらが良好に運営されることによって市民の施設利用は増加することになると思います。これらの情報は施設利用料金設定の見直しと料金設定の根拠として開示されなければならないと思います。
- ・近隣市と合わせる事に賛成です。
- ・社会情勢の著しい変化。
- ・光熱費、人件費などの諸経費が上がっている為。また、民間のスポーツ施設も値上がり傾向にある為。
- ・物価が上がっているから当然だと思います。

どちらともいえない

- ・公共の施設としてはできるだけ負担が少ない方がいいが、光熱水費等の増加から仕方ないとも考えられる。
- ・市内全ての公共施設の使用料見直しを検討しているのであれば、この時期でいいと思います。

Q：見直し後の使用料額について、どのように考えますか。

A

妥当	9
妥当ではない	0
どちらともいえない	1

Q：そう思われる理由は何ですか。

A 妥当

- ・光熱水費増加でやむを得ない。見直しの基本的な考え方で根拠がある。
- ・使用料見直し額の考え方は妥当であると考えます。
また、使用料の見直しを据え置いていた期間、また、行財政改革の必要性の観点からも見直し後の使用料は妥当であると思います。
- ・大変残念ではありますが、見直し料金の増額の程度は現在の物価の上昇等の状況を考えると許容の範囲と思われる。
- ・資料の内容で良いと思いました。
- ・各市の料金と比較して同程度と思料します。
- ・見直し額の考え方の赤字に同意する為。
- ・光熱費、人件費などの諸経費が上がっている為。また、民間のスポーツ施設も値上がり傾向にある為。
- ・近隣の市町村との比較から出されているから。

どちらともいえない

- ・見直し後の使用料の設定が近隣他市との比較とその中の平均額で検討されている点に疑問がある。前質問で記載したことの繰り返しになるが、指定管理者の自主事業と施設利用状況、光熱費などを勘案し市民が利用しやすい使用料金を決められるのではないかと考えている。
使用料金の引き上げによって市民の利用が減少してしまい結果的に今までの使用料収入と変わらないことになってしまっは意味がないし、市民のスポーツへの参加の機会が減少してしまうことになってはならないと思います。

Q：ご意見をお聞かせください。

A ・学校行事、中体連等は免除していただきたい。

・厳しい財政状況の中では、やむを得ない措置と考えます。

・今回ご提示頂いた資料では、見直しの経緯と現状で、エネルギー価格の上昇による光熱水費分と指定管理による経費、人件費による部分が大きな理由となっています。

しかしながら、資料からは指定管理料のという全体の上昇は見取れても、それが光熱水費分の上昇、人件費の高騰にどう影響があったのかがみえてきません。見直し額の考え方として提示されているのは、「近隣との比較から出されたもの」、「指定管理料の上昇」というものになっています。

料金見直しというセンシティブな案件ですので、ここが合致していないものでは説明資料として不十分と思われまます。

また、今後もサービスの維持、向上を目指すことへの決意や提言がなされていません。利用者へのサービス向上に努めることや利用者数を増やし、効率的な経費活用を目指す方針などが示されてもいいのではないかと思います。

さらには、審議会でもお話したかもしれませんが、狭山市のふるさと納税の使い道には「スポーツや文化」などの項目がありません。今後においてはこの見直しをはかり、狭山市のスポーツの財源確保と質の担保の方法をもっと精力的に画策していくことも重要と思われまます。

・もともとスポーツ施設の入場料金は、旧国立競技場が入場料を決めたことから始まり、その入場料が広く他の施設の入場料金設定の参考になっていったと聞いたことがあります。そういう意味では今回の使用料の設定にあたり他市の状況を参考とすることは考えられると思いますが、できるだけ納得感のある説明ができるようにしないといけないと思います。

・各市町村または他県の改善点など良いところを情報収集して取り入れていくといいと思いました。

・使用料の見直しと共に、総合体育館アリーナの12分の1面の新設をお願いしたいです。少人数のサークルや個人利用の方からの要望を聞いていました。ぜひご検討をお願い致します。

【参考聴取】地域スポーツ施設（狭山台体育館）の減免措置について

Q：地域スポーツ施設（狭山台体育館）の減免措置についてお聞きします。

地域スポーツ施設（狭山台体育館）使用料については、管理規程により、減免措置を行っています。この減免措置を知っていますか。

〈参考抜粋〉（使用料の減免）

第 7 条 条例第 18 条に規定する使用料の減額又は免除の対象及び割合は、次の各号に定めるとおりとする。

(3) 狭山市スポーツ協会、狭山市レクリエーション協会又はこれらの加盟団体及び加盟団体に属するグループがスポーツ・レクリエーション事業の為体育館及びその施設等を利用する場合 100 分の 5

A

知っている	7
知らない	3

Q：現在、地域スポーツ施設（狭山台体育館）では、この規定に基づき、加盟団体及び加盟団体に属するグループが事業（練習）をする際に「減免申請書」を提出することにより減免措置を受けています。この減免措置についてどう思われますか。

（市民総合体育館、武道館では大会等について減免措置を行っており、事業（練習）に対しては措置対象外としています。）

A

減免するに相応しい	7
減免すべきではない	1
その他	2

Q：ご意見をお聞かせください。

A **減免するにふさわしい**

- ・地域スポーツ施設の減免措置内容は検討すべき時期にあると考えます。
- ・地域スポーツの活性化を進めるには、このような措置は大切であると考えられる。経験上、一度廃止されるともう戻ることにはなくなると思います。
- ・減免のために連盟に属して、協会運営に協力してくれているサークルもあります。
- ・料金改定をしても減免は残すべきだと考えます。
- ・それぞれの団体が参加者を増やす上で必要だと思うから。

減免すべきではない

- ・お恥ずかしいことですが、今までこのような減免措置は知りませんでした。ある意味今回の使用料金の引き上げと矛盾するものであると思います。記載されている内容（狭山市スポーツ協会、レクリエーション協会加盟団体）で与えられているということですが、このことによって特定の団体などが施設を優先的に占有していることがあってはならないと思います。また減免措置を知らない団体・個

人にとっては公平性の観点で大きな問題があると思います。まず狭山市のホームページ（スポーツ振興課ページに公開すること）をはじめとし、前回の会議で提言したとおり、スポーツ協会のホームページを早急に立ち上げこの減免措置を公開するまでは減免措置の適用は停止することが適切だと思いますが、影響も大きいと思うので経過措置的に適用することで当面の対応としてはどうかと思います。

その他

- ・市民総合体育館、武道館に倣うことも検討すべきであると考えます。
- ・もし減免措置の影響で運営が立ち行かないのであれば、減免を無くすか減免割合を減らすべきだと思います。現在の仕組みのまま運営できているのなら継続すれば良いと思います。

Q：スポーツ振興課所管施設として、市民総合体育館、地域スポーツ施設（狭山台体育館）、武道館の減免措置について、どう思いますか。

A

施設毎の対応が良い	9
統一したほうが良い	1
その他	0

Q：ご意見をお聞かせください。

A 施設毎の対応が良い

- ・施設の大きさが異なることから使用目的も異なると考えられることから統一でなくても良いのではないかと考えます。
- ・原則的には統一でいいと思われるが、施設により付帯設備が異なる場合に正当な理由があれば、それを理由として付帯すれば納得されるのではないのでしょうか。別施設となりますが、大学の関係するイベントで駅前のホールを使用させて頂き、とてもいい施設があり何らかの形で市とも協力してできないかという話もしていましたが、ネックは施設料の高さと大学と狭山市駅へのアクセスでした。指定管理者制度の中でこの辺りをどう折り合いをつけるかが今後のスポーツ・文化活動の発展につながる場所でもあると思いました。
- ・統一した方が使用者にわかりやすい と思います。が、設営時期、使用種目など違うので、スポーツ協会・連盟にも意見を聴きたいところです。
- ・施設の目的に沿って対応すべきと思います。
- ・施設の規模や用途が違うから。

統一したほうが良い

- ・市民のスポーツ増進を考えるうえで、市内すべての施設について公平に運営されることが大前提だと思います。使用料金の改定とは逆行する措置になりますが、管理規定もあるので、大会・試合・練習の区別なく広く減免措置が適用されるべきだと思います。